

平成24年12月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成24年12月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | |
|----------|--------|-------------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 小 澤 誠 一 |
| 総 | 務 | 部 長 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 | 部 長 加 藤 多久美 |
| 市民部参事(事) | 国保年金課長 | 石 毛 勝 |

+

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成24年12月11日(火)午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第5号、発議案第6号、発議案第7号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第3号から議案第11号

議案第13号から議案第18号

請願第24-2号、請願第24-3号

質疑、委員会付託

日程第3 休会の件

+

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

川島教育長より、欠席の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第5号、第6号の提案理由の説明を求めます。

○加藤 弘君

発議案第5号及び発議案第6号につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

最初に、提出者につきましては、私、加藤弘。賛成者は、湯浅祐徳議員、右山正美議員、鯨井眞佐子議員、川上雄次議員、山口孝弘議員、林修三議員、石井孝昭議員です。

平成24年8月29日に地方自治法の一部を改正する法律案が可決成立し、9月5日に公布されました。この改正では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われております。この改正の中で、八街市議会会議規則及び八街市議会委員会条例の改正が必要となったことから、今回議員提出議案として上程するものです。

最初に、発議案第5号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてですが、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとするもので、現行の第1章会議第8節と第9節の間に、公聴会及び参考人の条項を追加するとともに、会議規則に引用している、自治法及び会議規則の条の改正並びに目次の全部改正が主なものです。

次に、発議案第6号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、自治法の改正により委員会に関する規程が簡素化され、条例への委任事項が、従来の委員会に関し、必要な事項から委員の選任その他委員会に関し、必要な事項に拡大されたため、委員の選任方法や在任期間に関する規程が自治法から削られたことから、この削られた事項を委員会条例の、第2条、第4条及び第5条に追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

次に、発議案第7号の提案理由の説明を求めます。

○川上雄次君

それでは、発議案第7号、八街バイパスの早期完成と住野十字路交差点の整備に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年12月11日提出。

八街市議会議長、中田眞司様。

提出者、八街市議会議員、川上雄次。

賛成者、八街市議会議員、湯浅祐徳議員、新宅雅子議員、丸山わき子議員、加藤弘議員、古場正春議員。

それでは、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

八街バイパスの早期完成と住野十字路交差点の整備に関する意見書（案）

八街バイパス整備事業につきましては、八街市を南北に縦貫する国道409号と東西に交差する主要地方道千葉八街横芝線とを結ぶ幹線道路であり、交通量を分散させることで、八街中心市街地で発生している慢性的な交通渋滞の解消を図ることを目的として、千葉県が事業主体となり整備促進が図られ、一部区間が供用開始されたところですが、いまだ未開通の区間が多く、市内の交通渋滞は解消されておられません。

住民などから早期完成に対する要望が多数寄せられており、市街地形成にも影響する重要な課題であり、着工可能な区間を優先的に整備し、円滑な道路交通ネットワークを形成し、早期に完成することが望まれます。

また、住野交差点につきましては、国道51号にアクセスする主要地方道富里酒々井線と内陸部各拠点地域を縦断する国道409号が交差する重要な交差点であり、来年の酒々井インターチェンジの開通に伴い、さらなる交通渋滞が必至であります。

今後、特段のご配慮を賜り、八街バイパスの早期完成と住野十字路交差点の整備促進が図られますように、ここに要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年12月。

八街市議会議長、中田眞司。

千葉県知事宛て。

以上でございます。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第5号、第6号及び第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第5号、第6号及び第7号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第5号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

討論がなければ、これで、発議案第5号の討論を終了します。

次に、発議案第6号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

討論がなければ、これで、発議案第6号の討論を終了します。

次に、発議案第7号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

討論がなければ、これで、発議案第7号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第5号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

+

○議長(中田眞司君)

起立全員です。発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

発議案第6号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

+

○議長(中田眞司君)

起立全員です。発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

発議案第7号、八街バイパスの早期完成と住野十字路交差点の整備に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中田眞司君)

起立全員です。発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び請願第24-2号、請願第24-3号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範

圏を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見は述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、まず最初に、議案第4号について質問をいたします。

この条例の改正は、職員の通勤用自動車、これを月額3千円として給与から天引きをする、控除をすると、こういう内容の改正案でございますけれども、まず1点目に、市の管理する土地についてお尋ねをいたします。

市の管理する土地とは、市が所有をしている土地なのか。あるいは、賃貸契約により管理をしている土地なのか。具体的にご説明を求めます。

○財政課長（吉田一郎君）

市の管理する土地についてですけれども、これにつきましては、本市の執行機関で管理する土地のうち、いわゆる行政財産に限るものでございまして、市庁舎敷地や出先機関等の敷地が対象でございます。

○桜田秀雄君

もっと詳しく具体的にご説明願いたかったんですが、それでは、その対象というのは区画数にすると、幾つになるのか。駐車場の区画数というか、対象者は何名くらいを予定しているのか。

○財政課長（吉田一郎君）

対象者といいますと、市長、副市長及び八街市の一般職常勤職員でございます。対象車両といいますと、今現在、出先機関で敷地内に駐車しておる車は165台でございます。以上です。

○桜田秀雄君

先ほど出先機関も含むような答弁でございましたけれども、例えば本庁舎内には、外部の事業者も入っていますね。これも入っているわけですが、例えば図書館、あるいはスポーツプラザ、学校、こういうところも該当するということによろしいのですか。

○財政課長（吉田一郎君）

先ほど申し上げました出先機関等と申しますのは、八街市行政組織規則第3条に規定する出先機関、老人福祉センターや保育所、あとクリーンセンター、それと八街市教育委員会行政組織規則第17条に規定する教育機関としまして、中央公民館、図書館、学校給食センター、郷土資料館、小中学校、幼稚園等が対象になります。

○桜田秀雄君

先ほども申し上げましたけれども、使用料が毎月3千円と。そして給料から控除をするんだと、こういうことでございますけれども、職員組合との協定は整っているのでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

まず、本庁舎等に勤務している職員については、おのおのが有料駐車場を借りておりますので、そういうところは関係ございませんし、私どもが今回行うのは、行政財産という市の施設の敷地に対し、やむを得ず駐車しなければならないような状況にある職員に対し、行政財産の適正な管理を図るといふ、そういうところからの制定理由でございます。

○桜田秀雄君

賃金の支払いの5原則というものがございます。この中には、賃金は全額支払いが原則であります。この原則の例外として、労働基準法第24条1項、このただし書きの中で、法令で別段の定めがある場合は、これは所得税とか、社会保険料などがあるんですけども、また、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には、その労働組合と。労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者と書面による協定を結ばなければいけないと、こういうふうになっておりますけれども、パート労働者、結構、今、八街は270名ぐらいいるのかと思うんですが、このパート労働者の取り扱いはどうになりますか。

○財政課長（吉田一郎君）

先ほども申し上げましたように、市長、副市長及び八街市一般職常勤職員が今回は対象でございますので、教職員や臨時職員さんについては、今回は対象外としてございます。

○桜田秀雄君

次に、議案第5号、付議案の8ページでございますけれども、防犯カメラについてお尋ねをいたします。

まず最初に、基本原則でございますけれども、10月31日開催されました個人情報保護審査会、これで意見をいただいたとありますけれども、審議会での内容、特にプライバシー問題について、どのような意見が出されたのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

防犯カメラでございますけれども、防犯カメラで撮影・録画された画像、これは個人情報ということになりますので、この取り扱いに関しては、個人情報保護審査会に意見を聞いて、その収集が適当かどうかということで、意見をお聞きしたところでございます。

その中の意見でございますけれども、基本的に結論といたしましては、防犯カメラの設置、必要であり、問題はないというような結論です。もう少し詳しく説明をさせていただきますと、防犯カメラの設置については、個人の身体の安全を守るという観点から必要であり、問題はない。ただし、プライバシー権をはじめとする個人の権利の重要性もあるので、防犯カメラによる規制は必要最小限とするというような意見をいただいております。

○桜田秀雄君

条例の中に開示、個人情報保護条例に基づいて犯罪捜査に提供する場合、保護条例の13条によって開示をするわけですか。この13条によりますと、いわゆる捜査機関から要請があった場合には、書面による請求に基づいて開示をする、こういうことでよろしいんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

警察機関、捜査機関への情報の提供というのは、これは開示ということではなくて、要するに個人情報の外部提供という形になります。その外部提供につきましては、法令に基づくものについては、外部提供できるというような条例の規定がございますので、それに基づいた提供ができるというようなことで考えてございます。この法令に基づく場合につきましては、例えば刑事訴訟法の第197条、これで捜査機関からの照会というのがございますので、それに基づいて捜査関係事項、照会書、こういったものを提出していただいた上で、提供するというようなことで考えております。

○桜田秀雄君

第8条の中に、管理者について防犯対象区域ごとに管理者を置くと、こういうふうになっております。既存の自転車駐輪場にも防犯カメラがあるわけでございますけれども、これは現在、都市整備課が担当というふうに理解をしております。新たに設置をするカメラについては、これは防災課になろうかと思うんですが、犯罪が起り得る時間帯というのは、やはり夜間が多いのかなと、こういうふうに思うんですね。都市整備課は5時過ぎには、職員は退庁してしまいますし、防災課は現在24時間体制であろうと、このように考えています。急を要する捜査機関からの要請に、都市整備課では対応できないんじゃないかと、このように思うんですが、そうした意味で、この2つを一元的に取り扱っていく、これが理想ではないかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この管理者の規定でございますけれども、条例の中では、防犯区域ごとに管理者を置くということで考えておまして、規則の中で、この管理者とは、当該防犯カメラの管理を担当する課等の長をもって充てるということでございますので、私どもとしては、今、議員がおっしゃられたように、今回設置する公道上のカメラについては、防災課長が管理責任者、それから既存に設置しております自由通路であるとか、自転車駐輪場、この辺については都市整備課長ということで考えております。

それから、捜査関係機関からの情報の収集依頼ということでございますけれども、これが基本的に時間外に及ぶのかということになりますと、それはあまりないのではないかと、このように思っていますし、この防犯カメラ自体が、私どもとしては、常時そこを監視するといった目的で設置するというのではなくて、基本的には災害の発生抑止ということが、主な目的になろうかと思えます。監視ということになりますと、何か事件が起こった場合に、ある程度、時間が例えば時間外であっても、そこで監視をするということはございますけれども、基本的には日常的に常時そこを監視をしているということではなくて、例えば今言ったように事件が起れば、時間外であっても監視目的で使うこともありますでしょうし、あとは先ほどから申し上げているように、捜査機関からの情報依頼、提供依頼があったときに提供するというようなことで考えておりますので、特に時間外、24時間情報提供があるというのは、想定はしてございません。

○桜田秀雄君

議案説明書の中でも、昨年度、八街市のひったくり件数は4件と。今年は9月現在で16件あると。直近では、どのような数字になっていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありません。今お話があったように、9月末現在16件ということ以外には、私の方は承知できておりません。

○桜田秀雄君

他の市町村と比べますと、非常に多いなど。これから年末にかけて、なおさら心配の種がありますけれども、設置に関しては、やはりこうした発生現状、こういうのを参考にしながら設置をしていく、このように考えていると思うんですが、具体的には、これは八街の駅北口、南口も含めてという理解でよろしいですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

設置場所ということではよろしいでしょうか。設置場所、今回、補正予算で5カ所ということでお願いをしておるところですけれども、この予定箇所でございますが、八街十字路の国道409号と県道の交差点、ここに2台です。それから、409号の市役所の入り口の交差点に1台。それから、八街駅の南口のロータリーに1台。八街郵便局前の交差点に1台ということで、計5台ということございまして、この場所については、実際に犯行があった場所を含めまして、警察の方と協議を行って、ひったくり犯の逃走経路となり得るような箇所ということで、協議をしておる場所でございます。

○桜田秀雄君

それでは、次に、請願第24-3号、消費税の問題について、若干紹介議員の方にお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、質問に入る前に、請願24-3号の紹介議員は右山議員、京増議員でございます。ごらんのように、私の後ろの方に座っておりまして、大変質問しづらいなど、おしりを向けて質問をすることになってしまいますので、大変失礼ではないかと、このように考えています。

会議規則第40条の2項、議長は議席で発言する議員を登壇させることができる。こういう会議規則がございまして。改めて、自然体での質疑応答をしたいと、このように考えておりますので、登壇の許可を願います。

○議長（中田眞司君）

桜田議員に申し上げます。ただいまの問題につきましては、議会運営については発言をする場所ではありません。議案質疑の場所でございます。議会運営につきましては、発言はご遠慮願いたいと思えます。

なお、議会運営についてご意見があれば、議長宛てに文書で提出をしてください。

○桜田秀雄君

それでは、消費税問題についてご質問をいたします。

前回の総選挙で、政権を失うことになった民主党のマニフェストを改めて読み直してみま

した。消費税という言葉は1つありませんでした。前回の参議院議員選挙で、菅総理の唐突な消費税発言や、しゃべりすぎで、衆参ねじれを生み出し、決められない国会を作り出してしまいました。政権党の民主党は4年間は消費税は上げないと国民に約束し、約束を守ろうという人たちが党から追い出され、国民との約束より消費税の増税だという人が大手を振っています。財務官僚に翻弄され、税制という最も重要な政策で、国民の約束をほごにした責任は免れません。

一方、自民党の前総裁は、消費税国会冒頭の代表質問で、野田政権の消費税増税はマニフェスト違反で、議会制民主主義と歴史への冒涇だと、厳しく批判をしました。

また、公明党は消費税法案を否決し、解散に追い込むという当初の主張から急旋回し、賛成に転じたことから、支持母体が猛反発、20分のビデオを作り、釈明に走り回ったとの新聞報道がありました。これらのことから明らかなように、3党合意は社会保障を隠れみのに解散政局優先、理念なき合意ということで、国民との合意に基づくものとは言いがたく、請願者の提出理由には、一定の理解を示さざるを得ません。

インターネット市場にリアルタイム財政赤字カウンターというものがございます。皆さんもご存じかもしれませんが、国の長期債務は727兆円、八街市の195億円の債務を含めて、国と地方の債務の合計は928兆円です。その他の債務を含めると、日本国の長期債務は1千223兆円になり、何と国民1人当たりの債務は959万円で、4人家族で3千900万円になります。1秒間に117万円の債務が昼夜となく降り続けています。

請願文を読むと、請願者は。

(場内騒然)

○議長（中田眞司君）

桜田議員、もう一度、お願いします。

○桜田秀雄君

請願者は消費税そのものが不必要に見えていますけれども、消費税はなくても可能であるかどうか、その辺のお考えはどうか。それをお尋ねいたします。

○右山正美君

大体の私の言いたいことは、彼にしゃべっていただいたんですけども、消費税が必要ないか、あるかという議論ではなくて、消費税をなくしてほしいという請願が出されて、私はこれを増税中止の朗読をしたわけでありましてけれども、もともとの消費税というものは、なくても。本当に今世界の流れが富裕層に税率を、ヨーロッパの大金持ちの人たちは、税金をかけてほしいと、こういう動きがいっぱい出ているわけですよ。統計的にもあるんですけども、そういった意味からすれば、やはり日本としても、富裕層の方たちはかなりいらっしやいます。世界的には、フランス・ドイツ・イタリア・デンマーク・アメリカ、こういったところが、大金持ちに税金をもっとかけて、そして国民の生活を守ってほしい、こういう世界の流れが1つあります。

日本でいいますと、大企業が266兆円、内部留保金というのをため込んでいるわけです

ね。そういったところとか、あるいは大金持ち、株でもうけた人たちとか、そういった人たち、そして、日本ですと1億円以上になりますと、税率ががくっと落ちてしまうんですよ、不思議なことに。ですから、1億円以上の人たちにも、これは相当、応分の負担をしていただきたい。こういうことをやっていけば、消費税を上げなくていいという、財源が確保できるのと同時に、それからやはり無駄を省くということですね。これは、民主党政権になって、やはりコンクリートから人へという、そういったマニフェストでやってきて、ダムは作りません、高速道路はタダにしますとか、いろいろ言って政権をとってきたわけですけども、しかし、もう政権をとってしまおうと、東京外環道路とか、八ッ場ダムとか、丹沢ダムとか、無駄な公共事業とか、原発もそうですけれども、そういった予算をどんどん付けていく。思いやり予算とか、高額戦闘機とか、豪華な公務員の住宅の建設とか、そういったものをなくしていけば、私は消費税を上げなくても十分財源はできるんだと。こういうことは明らかなんです。そういった意味で、私どもは消費税を上げなくてもいいんだと。具体的に提案を示して、そういう消費税増税はしないでくださいということを行っているわけで、これで答弁になったのか、わかりませんが、その辺でどうでしょうか。

○桜田秀雄君

大変詳しいご説明をいただきまして、ありがとうございます。我が国を国民総生産に占める債務残高、これは今ギリシャ問題が大変騒がれていますけれども、ギリシャは165パーセント、これをはるかに超える229パーセントで世界第1位でございます。この国債の担い手、それは皆さんもご存じのように銀行、あるいは郵便局、生保、これらは国民から預かったお金で購入をされています。長引く不況の中で、こうした金融機関も、これ以上、引き受けられないと、こういう状況に来ている。このように考えています。

国債の格下げなどがされると、このバランスを失い、我が国の金融市場は大パニックに陥るんじゃないかな。ギリシャをしのぐ財政危機も予想されます。こうした中で、やはり財政危機の観点からも、近い将来、今でないことは明らかでありますけれども、近い将来、必要ではないかと、私はそういう観点であります。

社会保障の財源についてお尋ねしますけれども、請願文の中で、法人税の見直しなど、列挙されている改革、改定の中で、財政再建と社会保障費を賄うことは可能であるのかどうか。その辺、具体的にわかればお示しを願いたいと思います。

○右山正美君

社会保障の問題でありますけれども、消費税を上げて、これが全て社会保障に回しますよと、政府は盛んに政府広報を使って、お金を使って、何百億円と使って、そういう具合に宣伝したわけですね。ところが、具体的に調べてみますと、今現在、政府は年間およそ110兆円のお金を社会保障に使っているんです。その財源というのが、保険料の収入が61兆円、国の負担分が29兆円ありまして、地方自治体の負担が11兆円ということになっています。そのうちの国の負担分については、大部分が社会保障関係費として一般会計から支出されておりまして、一般会計といいますと、例えば大きなどんぶりと考えていただければいいんです

けれども、その一般会計の中には所得税とか、消費税とか、法人税など、税収がそこに入って、あと国債発行による公債金収入などが歳入として、まずそこに入れられるわけでありませぬ。そこから社会保障関係費とか、地方交付税交付金とか、あるいはまた軍事費、公共事業など歳出として取り出されていくと、こういう仕組みになっているんですね。

現在の社会保障関係については、その財源を特定することはできないわけですが、今回、政府は消費税増税について、先ほど言いましたけれども、全額を社会保障に使うと言っているんです。しかし、今回の消費税5パーセント増税に伴う国の取り分は、およそ10兆円、単純に考えますと、この10兆円を社会保障関係費に充てると、社会保障財源のうち国が負担している29兆円は、今、29兆円の国の負担がありますよといたしました、財源保障ですね。10兆円増えて39兆円に増えるわけです。その分、単純に考えれば、社会保障給付費も増えて、社会保障制度は格段によくなると計算上はこうなるわけですが、また、期待もされているんです。ところが、現実的には、そうはならないというのが明らかになってきているんです。それはなぜかと言ったら、政府は社会保障のための国の負担分を、これはご承知のとおり、抑えよう、抑えようとしている。年金は削る、介護費は上がる、ほかの医療費は上がるというところで、そのために社会保障制度改革の名のもとで、年金の給付を抑えて、医療費の患者負担を増やすなどして政策をとってきたわけでありませぬ。それで、浮いたお金がどこに使われるかというところ、これは消費税増税による税収分10兆円を、まず社会保障の財源として社会保障関係費に組み込みませぬ。しかし、社会保障のための国の負担29兆円は、極力増やさないようにすることにしている。そうすると、現在のどんぶりの中から取り出しているお金27兆円のうち、消費税増税による増税分に相当する10兆円が余ることになると、その10兆円を軍事費、公共事業費、あるいは国債発行の削減などに振り向けると、そういうことになってきているわけで、消費税増税関連法案の中には、そういったことが、ありありと盛り込まれているというのが現実で、社会保障増税分は一般会計に入って、社会保障には回らないということが、これは明らかになってきている。このように言わざるを得ないということだ。わかったかどうか、わかりませぬけれどもね。

○桜田秀雄君

確かに大企業の優遇税制、例えばトヨタ自動車や大手企業、これは海外で稼いだお金をアメリカの国債、この購入に100数十兆円充てています。海岸で稼いだお金が日本の税収には跳ね返らない。こういう、今、税収の仕組みがあります。これ1つとっても、この税制を改革することで、数兆円の税収が入ってくる。このように見込まれると、私は考えています。

次に、景気条項についてお尋ねをいたしますけれども、今回の一体改革法案の中には、景気弾力条項として、2011年から2020年までの平均名目3パーセント、実質2パーセント、これを目指す経済条項が入っています。これは、実施条件という位置付けではございませぬけれども、今、選挙が行われておりまして、安倍総裁も昨日、来年の4、5、6の景気状況を見て判断をするんだと言っておりますけれども、今、国民の間では、いまだ消費税に対する反対の声は根強くあります。私は、このデフレ状況下で、消費税を上げるというこ

とは、やはりこれはあってはならない。今はやっではいけない。こういうふう思うんですね。そういう意味で、選挙後の政治状況、大体世論調査では見えてきましたけれども、ただ単に中止を言うのではなくて、やはり消費税の値上げの前にやることがあるんじゃないかと。こういう世論とデフレ下では認められないという、こういう世論を作り上げていくことこそが、現実的に消費税を撤回させる、そういう道につながるんじゃないかなと、そのように思うんですが、提案者はどのように考えますか。

○右山正美君

景気条項ということなんですけれども、一口に言えば、景気条項などが、内容的には何の歯止めにもならないと、そういうことなんです。2011年度から2020年度、この間での平均の名目経済成長率3パーセント、実質経済成長率は2パーセント程度を目指して望ましい経済成長のあり方に近づけるとしているわけでありましてけれども、2020年という想定さえもできない基準を持ち出して、それでの経済成長率について、目指した望ましい経済成長に近づけるといっただけで、事実上、この景気条項というのは、ないに等しい条項なんですよね。単純にいうと、時の政権が、その景気条項に応じて消費税を引き上げることを判断する、そういったような内容の中身ですね。

もう一つは、景気が悪いから増税しないということはあるんです。だけど、これはなかなか曖昧な道であって、国会でも2パーセント、3パーセントの名目成長にならなかつたら増税しないかといえ、増税できるという政府の判断もあり得るということなんです。だから、この景気条項については、全く曖昧な条項であると言わざるを得ないということだと思っんですね。

○桜田秀雄君

最後になりますけれども、この請願は質疑終了後、総務常任委員会に付託されるものと思っんですが、付託後の話になろうかと思っんですが、請願人は委員会への出席を望まれているのでしょうか。望まれているとすれば、ぜひ、委員会に出席をしていただいて、私も安西さんのお話を、生の声を聞きたいと、このように考えておりますので、委員会を傍聴したいと考えています。紹介議員として、所管の委員会に参考人の召致をお求めになる考えがあるかどうか。その辺を最後にお尋ねいたします。

○右山正美君

それは、私も求めているということで、委員会の承認がやはり必要になってくるので、できれば、私も出て、もう一回でも話してもいいんですけれども、やはり委員会が全員一致のもとで、認めれば、それでできるんですが、できるだけ本来ならば、そういったもつともつと中身を精査していく、いろんな意見をぶつけ合うことは、私は大事なことはないかなというふうに思っます。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、林修三議員の質疑を許します。

○林 修三君

それでは、私の方からは、今回の平成24年度八街市一般会計補正予算の中で、2つほど質問させていただきます。

初めに、3款2項5目の保育園費、施設整備事業費194万7千円が今回計上されております。28ページにそれが計上されておりますけれども、今回、この時期になっての補正になった理由についてお伺いします。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の補正の補助金の増額につきましては、現在、社会福祉法人開拓が進めております、仮称でございますが、八街かいたく保育園の整備に対します補助対象基本額が決定したことに伴いまして、補助金が増額となったものでございます。補助金の額については、当初予算で計上済みが8千166万3千円、これに対しまして、補助金の決定が8千361万円ということで、194万7千円の増ということで、今回補正をお願いするものでございます。

なお、この補助対象基本額につきましては、当初1億8千884万円を見込んでおったものでございますが、その後、決定の段階に移りまして、1億1千148万1千188円、259万7千188円の増額となったものでございます。

なお、この補助率の関係でございますが、当初予算におきましては、千葉県が2分の1、私ども市が4分の1、それから事業主負担が4分の1ということになっておったわけでございますが、県との協議の中におきまして、八街市の場合ですけれども、普通交付税の交付団体であることと、待機児童が10人いること、かつ、この定員が純増するわけでございますが、この純増する定員が60人以上、今回は定員66人ですので、60以上ということで、こういう条件が当てはまったことから、実際の補助率に変更になっております。県の補助率が2分の1から3分の2に増えております。この関係上、私ども市の補助金が4分の1から12分の1に減ったということでございまして、このことは、市の負担が減ったということの意味するものでございます。

以上のとおりでございます。

○林 修三君

結果的には、そうすると市の負担分が大変減って、県等の補助率が上がったということで、結果的にはよかったと。この時期になって遅れたというのは、国・県の流れの中での遅れと、こう解釈してよろしいですね。

○市民部長（加藤多久美君）

この段階での補正につきましては、やはり当初から結局、開拓の方で施設整備ということで、工事請負等、契約を結びますので、その後、補助基本額が決定するというので、この段階において補助金の増額ということで、お願いするものでございます。

○林 修三君

(2)の方の実際建設予定の保育園の進捗状況について、現在どんな状況でしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の施設整備でございますが、実際、この社会福祉法人と請負業者の契約については、この8月28日に請負契約を結んでおるといふことでございます。その後、翌日から着工し始めまして、一応、請負上は平成25年1月31日に完成の予定となっておりますところでございまして、現在の工事の進捗状況でございますが、約80パーセントと伺っておりまして、平成25年4月の開設には間に合うといふことと伺っております。

○林 修三君

この保育園につきましては、4月からスタートという具合に解釈いたしますけれども、そうすると、そういうような応募状況等、既に現段階では、どんな状況でございますか。

○市民部長（加藤多久美君）

実際の応募状況といふことで、今現在、12月の初めから来年4月にあたる入園の申し込みを子どもの方で受け付けております。その状況でございますが、現時点では、かいたく分の状況につきましては、合計で約23人の申し込みを受けているといふような状況でございます。今後、追加要望等を含めて定員は充足されるのではないかといふように考えております。

○林 修三君

大変、待機園児等も多い中で、私立の保育園ができることによって、そちらも解消になってつながっていくのかと、応募状況についてもPRをしていただきたいなど、このようにお見ます。

さて、次の2番目、5款1項3目農業振興費、強い農業づくり、これは34ページに今回の補正で2億5千万円計上されておりますが、これは具体的に、どこの施設に、どのような内容のものであるのか、少しお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回、補正をお願いしてございます2億5千万円、これにつきましては、JAいんばの施設で六区にございますグリーンやちまた、この施設につきましては、平成9年に施設を作りまして、野菜の選果機が主な支出でございます。この中の施設の中の特にニンジンの選果機、これを今回整備し直すという事業でございます。

全体事業費が5億2千500万円、このうち国庫で2億5千万円という交付金を受けまして、印旛農業協同組合が事業主体になって執り行うといふこととでございます。

○林 修三君

農家の方からも、この六区のところにあるのは、大変古くなって、やはり新しいものが欲しいといふような声があった中で、今回このような補正を付けていただいて、実際にこれができていくといふことは、大変な期待をするわけでございますけれども、それでは、2番として、この導入による期待される成果についてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

このニンジンの選果機につきましては、老朽化も原因の1つでございますが、八街、富里等においても、スイカにかわりまして、春ニンジンの栽培が近年増えております。その春ニ

ンジンにつきましては、秋冬ニンジンよりもやわらかいということで、現在の選果機では、荷傷みがするというので、今回整備いたします選果機で、春ニンジンの選果も対応できる施設を導入するというので、将来的には、春ニンジンの栽培面積を増やすということで、一番の大きな成果といたしましては、野菜指定産地の指定を受けるということでございまして、これにつきましては、野菜指定産地の指定を受けてあれば、著しく価格が低下したときに、補給金というものを受けられる。価格保証制度的なものがございまして、これを受けるということで、現在、八街市で昨年の実績で10ヘクタールの春ニンジンの作付けがございました。本年は大体13ヘクタールぐらいを目指しております、この野菜指定産地の基準が25ヘクタールということで、現段階では八街市単独では、この指定産地が受けられない、面積要件に合致しませんので、当面、富里市で現在13ヘクタールぐらいの作付けがございまして、八街市と富里市で合わせて指定産地を当面受けるということを目指して、現在、作業の方を進めておるところでございます。

○林 修三君

八街の主幹産業は農業でございます。そういった中で、今回、春ニンジンを主として、この導入した機械で、大いにそれを活用したいというようなこともありました。富里との合同での指定も受けたいということでございまして、今、農家の方、いろいろな野菜等の生産をさせていただいておりますけれども、スイカがどうも下降気味であると。そういった中で、やはりこれから農家の勝負どころというか、売りはニンジンに移行するのかなというような感想を持っています。ぜひ、この機会を有効に使いながら、その指定を受けていただきながら、野菜の特に八街のPRにニンジンを大いに活用していただけるようお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時11分)

○議長（中田眞司君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、議案第3号からお伺いしたいと思います、通称、わがまち特例の導入について、経過とその運用について、まず最初にお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

わがまち特例でございますけれども、正式名称が地域決定型地方税制特例措置ということ

になります。議案説明資料の方にも書かせておいていただいておりますけれども、地方税法等の改正によって、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した施策を展開できるようにするという観点で、これまで国が一律に定めていた地方税制の特例措置の内容を地方自治体が自主的に判断をして、条例で定めることができるということで、導入をされたものでございます。

この対象施設でございますけれども、限定されておまして、1つは下水道除害施設と言われるもの。それから、もう一つが特定都市河川流域に係る雨水貯留浸透施設に係るもの。この2つということになっております。

このわがまち特例でございますけれども、この特例措置そのものは、従来からあったものでございまして、その内容を国が一律に定めていたということ、特に軽減割合などの内容、これを自治体の条例で定めることができるようになったということでございます。今回、私どもの税条例の方では、先ほど申し上げました2つの施設のうち、後者の方の施設というのは、地域が該当しておりませんので、私どもの方としては、下水道除害施設、これについて条例に規定をして、特例措置を設ける。あるいは、割合の率を定めるということにしたものでございます。

○右山正美君

一方から見れば、新しく税条例が移管されたわけだから、これで例えば八街市を木でいっぱい覆うような税金を住民から1千円ぐらいずつの税金を被せて、それで、わがまちのそういった税金の条例とか、そういったものも作れるのかなというふうに、一見すれば、そういった感じのことも見えるんですけども、でも、特例条項としての2つの施設で、そういったことでやっていくということ。それで、下水道除害施設ということで、公害防止用の施設なんですけれども、これはどういったような施設なのか。その辺についてどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、下水道の関係になるんですけども、税制の関係ですから私の方で答えさせていただきますけれども、下水道条例の第10条の中では、基準に適合しない下水、いわゆる下水道の機能を妨げる、あるいは損傷させるようなおそれのある下水、こういったものを継続して排出する事業者等に対しては、いわゆる下水道除害施設を設けて、そういった排水を除去しなければいけないというふうに定めております。

具体的に申し上げますと、非常に名称が難しいんですけども、例えばペーハー調整槽であるとか、加圧浮上分離装置であるとか、油水の分離装置であるとか、生物化学的処理装置といったものになります。

○右山正美君

酸性度の高いそういったもの、工場とか、そういったところもあるんでしょうけれども、八街市はそういう処理施設は幾つかあるんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

以前、大きな食品工場があったところに対しては、そういった施設に対して課税をしてい

たという実態はございますけれども、現状では、私ども下水道除害施設ということで、課税をしている施設はございません。課税をしている実態はございません。

○右山正美君

軽減率についてですが、今回4分の3を位置付ける、軽減率と定めると。参酌として3分の2、6分の5という範囲内であるんですけども、4分の3にした軽減率、その位置付けをどういうふうに捉えればいいのか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

議員さんおっしゃるように、法の規定の中では、特例割合については4分の3、これを参酌して3分の2以上、6分の5以下の範囲内において定めるということでございます。税収の確保ということから言いますと、課税標準、これを下げて負担を軽減するという一方で、例えば企業の進出を促すというようなことも考慮すべきところもあるかもしれませんけれども、私どもの下水道区域につきましては、多くが住宅密集地でございますし、工場の進出を促すような条件、これが整備されているようなこともありませんので、現状における特例割合、これが4分の3ということでございますので、これと同様に4分の3ということにさせていただきますということでございます。

なお、印旛郡内の各市においても、改正予定ということでございますけれども、全て特例割合4分の3ということでお聞きしております。

○右山正美君

わかりました。

次に、財産使用料徴収条例、これは桜田議員が質問したわけですがけれども、事業内容は要するに一般職の人とか、あるいは学校関係、教育関係、そういった方々にも、出先機関含めて負担が行ってしまうということなんですけれども、事業内容についてはわかりましたからいいんですけども、これは駐車料金を一律3千円賦課すると。これは、そういう認識でよろしいのですか。全て市有地に止めている人たちは、一律3千円賦課するという一方で、認識していいのですか。

○財政課長（吉田一郎君）

今現在、出先機関の職員が民間有料駐車場を利用しているケースもございます。その中で3千円と4千300円がございまして、3千円の方が最低価格、月額料金の低い方でございまして、市内統一ということから、3千円の方を採用したという次第でございます。

○右山正美君

八街は交通事情からいうと、出先機関を含めて、やはり車がないと通勤できないんですね。その3千円の金額の設定も適正な価格と先ほどおっしゃいましたけれども、これはやはり市長と私では違うんですよ。市長は3千円だったら、それは痛くも痒くもないかもしれませんが、私が3千円出すと、ちょっと痛いんですよ。こういうことで、適正な価格と言われると、これは、またちょっと違うんじゃないかと。園長さんとか、そういった人は適正な価格かもしれないけれども、その下の人たちがいらっしゃるわけで。それで、適正価

+

格と同等の3千円といったら、ちょっとおかしいんじゃないかなど。交通事情からすれば、やはり八街市は駅が2カ所しかない。やはり車がなければ来られないという状況があるわけですから、その辺は十分加味した方がいいと思うんですけども、その辺の検討はされたのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

こちらにつきましては、地方自治法第238条の4第7項におきまして、行政財産の目的外使用が規定されております。それを受け、八街市行政財産使用料徴収条例の第2条におきまして、使用料を納付しなければならないというふうに規定されております。このようなことから、本市としましても、行政財産としての適正な管理を図るため、改正しようとするものでございます。

○右山正美君

これは、委員会の方で十分揉んでもらいたいと思いますけれども、やはり一律というのは、少し問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、しっかりと議論していただきたいというふうに思います。

次に、議案第5号ですが、防犯カメラの方も質問があったわけですが、まず最初に条例制定の経過について、どのようなことで、こういった運用になったのか。その辺について、まず最初に伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

このことにつきましても、議案の説明資料の方に記載しておりますので、重複になってしまいますけれども、先ほども出ていましたように、千葉県においては非常にひったくりが増加傾向にあると。本市においても、9月末現在ということではございますけれども、16件の発生がある。このほとんどが八街駅の周辺で起こっているというような実態がございまして、千葉県が回りの県から遅れているというようなこともございまして、このひったくり犯というのは、その近県、遅れているところに来て犯罪を犯すというような傾向があるようでございまして、千葉県の方でも、このような状況を受けまして、ひったくり対策防犯設備設置補助事業、こういった事業を実施をしております。これは、重点地区、重点区域を指定して防犯カメラを設置するときに、1台当たり40万円、1重点区域当たり5台の範囲内で補助金を交付していただいているというものでございます。

本市では、「八街ほ」の地区が、この指定を受けております。現在、この補助事業を活用してカメラを設置するというところで、今議会にも補正予算を上程させていただいており、準備を進めておるところでございまして、防犯カメラ、その用途から不特定多数の方の映像を映すというようなことがありまして、特定個人を識別できるような画像データ、これを収集するということになるということがございます。そのために個人情報保護審査会の意見も聞いたわけでございます。そういったことで、プライバシーの侵害等にならないようにということで、そういったことの適正管理を図るといったことで、今回このような条例を提出させていただいたという経緯でございまして、

○右山正美君

次に、第4条について伺いますが、1項は必要最低限の台数とすると。2項、必要最小限の撮影範囲となるよう調整するとあるんですが、必要最小限の撮影範囲ということになると、これは一体どういうことなのか。その辺についてどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、個人情報保護審査会の方でも必要最小限、防犯カメラによる規制は必要最小限のものとするということもございました。この規定については、それに合致しているものというふうに考えています。

実際にどのような形になるのかということですが、今回、私どもが設置しようとしているカメラについては、行政が設置をするということもございますので、基本的には犯罪の発生の防止ということが主眼となっております。したがって、例えば先ほども言いましたが、カメラを移動させて広い範囲を常時監視をするというようなものとは考えておりません。するつもりはありません。しかしながら、防犯カメラという性格もありますので、その辺は、機能性を発揮できる一定の範囲というのが必要となりますけれども、特に個人のプライバシー、この辺に十分配慮をした中で、例えば目的が先ほども申し上げたとおり交差点に設置をして、例えば逃走する車、これを追跡するための資料にするであるとか、あるいは犯罪が起こったところで、例えばひったくり犯や不審者、この映像を撮影して、そういった者を検挙するための資料とするといった目的もございますので、その辺の範囲と機能性といえますか、その目的に合致するよう、かつ、その目的を逸脱しないような最小の範囲内で台数、それから撮影範囲も設定をさせていただくということもございます。

○右山正美君

わかりました。

次に、第6条で文章上、これは適当なのかどうか。要するに作動時間は1日当たり24時間とすると。最大限の24時間を定めて、後半で市において特に必要があると認められたときは、この限りではないという。この文章からいうと拡大解釈しているような感じにも見えるんですけども、1日24時間以上はないわけで、文章上どうなのかなというふうに、私は担当課とも話をしたんですけども、この辺はどう解釈されますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに24時間以上ございませんので、原則が24時間、必要と認められるときは、この限りでないと。この限りではないと申し上げますのは、例えば運用上、日中だけであるとか、夜間だけであるとか、そういった時間を区切ったこともございますよということなので、記載をさせてもらったものでございまして、逆に最小範囲を先に指定しておいて、その限りではないというような表現をすることは好ましくないと思いますが、こういった形であれば、問題はないということで、法規担当の方とも調整はしております。

○右山正美君

文章的には、ちょっと違和感を感じるということだけですから、24時間以上はないので、

25時間と言われても困っちゃうのでね。

次に、第10条について伺うんですが、これは管理責任者の問題です。犯罪のときには協力をするというので、このデータの消去というのは、14日以内、14日で犯罪がない限り完全消去ということになってきているわけですが、そのデータの取り扱いに関して苦情があったときということなんですけれども、これは管理者は防災課長になっているんですけれども、その管理責任者が取り扱いに対して苦情があったときというのは、どういことが想定されるのかどうか。まず、その辺についても担当課とも話をしたんですけれども、どういことが考えられるのかということで、管理者がちゃんと、きちんと管理をして第三者に見せることはできないのしょう、管理しているから。犯罪があったときは、そうじゃないけれども、もし、犯罪があったときに、それがいろいろ裁判とかに使われたときに、そういったものが流出するのかなという具合には考えていますけれども、その辺のところどう判断をしていけばいいのか、理解に苦しんだものですから、その辺についての判断はどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この条文につきましては、特定な苦情を想定したものではありませんし、今、議員さんがおっしゃられたように、基本的に管理は個人情報保護条例に基づいて外部提供なりということで、あるいは開示とかということですから、基本的に条例に基づく苦情というのは、苦情というよりも、むしろ異議申し立てというか、そういう形になるかと思いません。これは、基本的にはないものというように思っています。

それから、苦情というふうに考えられるのは、例えば特定の方だけではなくて、やはり防犯カメラという性格上、不特定多数の人が映ってしまうということがありますので、そういったところで、画像そのものは見せる見せないという話は、これは当然制限がございますので、それはあり得ないことだというふうに思いますが、映ってしまったということに対する苦情とかというのは、場合によっては映ってしまう可能性があるとかというような苦情とかというのは、基本的に考えられると思いますが、その辺については、きちんと説明をさせていただくと。管理者が責任を持って、その辺はきちんと説明をさせていただくということで対応していくように考えております。

○右山正美君

施行は平成25年4月、来年の4月1日ということで、これが今12月で、本当にせわしくなってきた、犯罪もいろいろ起きやすい時期になってきているので、できるだけ早くスイッチをとといいますか、犯罪のない、そういった街づくりを、ぜひ、進めていっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、付議案の12ページです。議案第6号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例の制定がなぜされるかといいますと、これまで、道路構造等の基準は法律によって全国の統一基準として、画一的な道路整備が進められてきたと。しかし、より地域の交通事情に適切に対応できるようにするために制定すると、議案の説明にはあります。これをしっかりとした内容にするためには、より地域の交通事情に適切に対応するためには、現状を把握し、市民が望んでいる安心・安全な道路整備ができる内容にすべきだと思うんです。そういう意味では、第3条の2においては、計画交通量から車線の改造を2としています。私は、これを八街の道路としては妥当だと思うんですね。しかし、第28条においては、立体交差について取り上げています。その中では車線の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては云々とあるんです。これについては車線が4以上ある市道を八街に作る可能性があるのかなと思ったりします。

また、第35条において、トンネルについて述べているんですけども、八街市の交通実情に合った内容なのか。八街市でトンネルを作るような可能性があるのかなとか、そういう本当に八街の事情に応じた条例内容なのかというところは、私は大変疑問があります。千葉県条例を参酌しているということですので、千葉県全体では、車線の数が4以上あるところもあるし、また、トンネルがあるところもあるということですから、問題はありますが、私はこれは委員会にお任せをしていきたいと思えます。

それで、この市道を新設・改築する場合における道路の構造の一般的な技術的基準を定めるというふうなんですが、八街市でも新設改良をしなければならないところはたくさんありますが、また、改良すべき場所も大変多いと思うんですね。それを踏まえて現状や見通しについて、基本的に伺いたいと思えます。

それで、まず初めに、第3条の2、市道の車線についてなんですけれども、八街市の市道の設計基準交通量から車線の数は2とするとあるんですけども、この表の1日9千台とか、8千台とか、第3種、第4種の中でいろいろな級がありますけれども、この2級・3級・4級、また、1級・2級・3級に該当する線はどこなのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

この級に該当する路線ということでございますけれども、223号線、これは409号から富里へ行く道で、朝日区を通る道ですけれども、223号線につきましては、3種3級、114号線、笹引につきましては、やはり3種3級。文違1号線も3種3級。あと、今整備を進めております四木28号線、これは3種4級で、金毘羅線といいまして、千葉八街横芝線から県で作りましたバイパスに向かう金毘羅線につきましては4種2級。あとは区画整理内で作りました街区道路につきましては、4種4級でございます。

○京増藤江君

この表の中で該当する線というのは、今お聞きしますと、そんなにたくさんはないということがわかりました。

それで、車線の本数は2としているんですけれども、今後、4以上の車線ができる市道についての可能性はあるのか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

可能性ということでございますけれども、それは可能性はあると考えています。例えば都市計画道路につきましては、計画をされておりますので。

○京増藤江君

聞き方が悪かったという声がありましたけれども、確かにあるかもしれませんけれども、現状については、随分薄いのではないかと思います。

それで、次に第8条、17ページの自転車道についてなんですけれども、これはあくまで条例ですから、今後のことということになると思うんですけれども、自動車及び自転車の交通量が多い市道には、自転車道を市道の各側に設ける。やむを得ない場合は、この限りではないとあるんですけれども、これは、次の項目についても道の両側になくても片側にだけでもいいから、本当に自転車道が欲しいなと思うんですけれども、しかし、本来ならば、このような市道に自転車道を付けなければいけない危険な道路というのは、どのくらいあるのか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

この条例にも書いてありますけれども、交通量が多いところに設置するというふうにご書いてございます。交通量が多いということございましたけれども、厳密には実際に1日何台走るとか、そういったような表示はございませんで、幹線道路につきましては、多い道路というふうに認識しておりますので、その路線につきましては、ここで何本という形では申し上げられませんけれども、幹線道路というふうに認識しております。

○京増藤江君

これは、確かに具体的なことは書いてないんですけれども、幹線道路だけではなくて、通学路となっているような市道も必要だし、交通事故で特に自転車で動くような子どもたち、また、お年寄りが犠牲になるような避けなければならないと、そういう点では、数限りなくあると思うんですね。私、これをわざわざお聞きしているのは、やはり現状について、この条例をしっかりと作る時に、そういうことも現状踏まえて、どうしたらいいのかという見通しまで持って作っていただきたいという思いがありまして、質問しているわけなんです。

自転車と車の事故を防ぐためには、これは本当に分離が必要なんですけれども、今、事故のおそれがあるために自転車が歩道を結構走っています。市民の方からは、歩道に自転車を走らせないでくれと、私も言われて本当にどうしたらいいのかなど。車道を自転車に走ってもらって事故が起きたらどうしようとか、すごく対応に困ることがあるし、ほかの議員の皆さんもきっとそういうことはあると思います。歩行者専用道路については、30ページで規定をしていますけれども、ぜひ、今後、自転車道の創設を求めたいと思いますが、今後の見通しについてはどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

自転車道につきましては、確かに必要性につきましては、認識しておりますけれども、今現在は幹線道路の改良、修繕、歩道設置を実施しているところでございますので、まず、そういう歩道設置等が優先であると考えております。

○京増藤江君

確かに優先順位というのは、本当に必要なんですけれども、若い人たちが事故に巻き込まれないようにするためにも、八街市のこの形状、歩道がない状況の中で、どうするかということは、事故を防ぐ意味でどういうふうにするかと、しっかりと考えていただきたいと思えます。

それから、次の第8条の2、これも自転車道についてなんですけれども、自転車の通行量が多い市道または自動車及び歩行者の交通量が多い市道については、自転車道をこれも設けなければいけないということなんです、幹線道路を優先するというので、そしてまた歩道を優先するということなんです、特に通学路において自転車が多い道路について、まず自転車道を作ってみるといような、そういう方向性はないのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

まずは、幹線道路等の歩道整備が優先と考えております。

○京増藤江君

この議会の中でも、本当に議会ごとに道路の安全・安心については取り上げられています。いかに危険な道路であるかということのあらわれですから、確かに今優先しなければいけないことはありますけれども、自転車の交通事故を防ぐためにも、私はこれはやはり方向として計画を立てていく必要はあると思うんですよ。

次の第9条に移りますけれども、同じようなことですが、自動車の交通量が多い市道、これについては、本当に私は例えば住民の方から、本当に雨の日などは運転が怖ろしくてしょうがないと、これを皆さんも経験されていると思うんですけれども、やはり片側だけでも実現させる。こういう見通しを持っていただきたいんですよ。これは、私、確かに一編にできないというのがわかっておりますから、なかなか追求できないんですけれども、片側だけでも実現させるとか、やはり今後の見通しをしっかりと持って、今後の計画には入れていただきたいと思えますがどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

自転車歩行者道につきましては、今現在、区画整理事業地内に専用の道路がございますけれども、今後の計画につきましては、先ほどから何遍も答弁しましたとおり、まずは歩道が優先だと考えております。

○京増藤江君

交通事故全体をどう防ぐかという、議会で何回も何回も何人もが、しょっちゅう、この議会で安全・安心な道路を作るために取り上げているというところを踏まえまして、いかに安心な道路にしていくかと、私はこれをしっかりと追及していただきたいと思えます。

次に、市道の設計速度についてなんですけれども、これは今回、速度設計については一区

39号線の速度規制がされたんですけれども、これは規制ということで、第13条については設計速度ということで、規制の問題ではないと思うんですが、しかし、改良をする場合だけではなくて、やはり今後、設計速度というのを現在ある道路についても、この速度については現在の速度で妥当なのかどうかということについて見直しをする必要もあるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

道路の速度につきましては、法定速度、一般道路につきましては60キロメートルという形で決まっております。設計につきましては、やはり円滑な交通を図るということで、低ければいいというものではなくて、できるだけスピードをそういう形では、60キロメートルとかという形で決めております。

ただいまの交通規制につきましては、仮に60キロメートルで設計道路を作ったとしても、公安委員会の方で、その道路については危険性とか、いろいろな他条件等があれば、40キロメートルとか、30キロメートルとかという形では規制はされると思うので、規制につきましては、また、別個という形で、道路を作る上では、その地形に合った設計速度で作るということでございます。

○京増藤江君

現状を見て、そして今後の見通しをもって、この設計速度については決めていくわけなんですけれども、実際に現在の道路の状況から見て、例えば今法定速度で車が走っているけれども、本来ならば、例えば今回速度規制がされた一区39号線のような場所は、どのくらいあるのかとか、そういう調査はされているのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

この件につきましては、交通量が激しい、道路が狭いということで、区等からも、そういった速度規制等の要望が上げられております。ここで、今、何カ所という形では申し上げられません、そういった形では上がってきております。

○京増藤江君

部長も先ほどから答弁されているように、歩道を優先するということなんですけれども、歩道がない場所では、やはり特に通学路を中心として速度規制が必要なところはたくさんあると思うんですね。今までの質問全体の中で、いかに道路の安全・安心を確保していくかというところで、今後とも計画、また見通しを示していただきたいと思えます

次に、第23条の2なんですけれども、24ページですね。車道及び側帯の舗装についてです。車道及び側帯の舗装の設計は、自動車の輪荷重の基準を40キロニュートンとするとあるんですけれども、この基準に合わない市道はどのくらいあるのか。また、基準に合っている市道はどこなのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

この基準につきましては、道路の新設・改良等を行う場合に、この基準にのっとり設計をしているわけでございますけれども、先ほど申しました、この基準に合っている道路とい

いますものは、先ほど申しました223号線とか、114号線とか、そういった路線でございます。

また、合わない路線につきましては、改良されていないところが合っておりません。

○京増藤江君

これについては、本当に業者の方たちからも八街市の道路は予算が少なく、もっときちんとした舗装をしたくても、なかなかできないんですということを、私も苦情としていただいています。やはり業者さんとしては、壊れない道路、そういうものを作っていきたいんですけども、予算がないために、今まで基準に合わない市道がたくさんあったということなわけですから、ぜひ、改良をする場合においては、新設だけではなくて、改良する場合においても、この基準で、これからはやるんでしょうけれども、ただ、今ある道路の中で、今度ちょっと穴が開いたから舗装したりするような場合は、先日の質問にもありましたけれども、段差ができたために振動が起きてしまったとか、そういうことがないように、やはり予算をしっかりと付けていただきたいと思うんですが、この点ではどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

極力、壊れるというところは表面だけ直しても、また、壊れてしまうので、今現在116号線等を改良していますけれども、そういった大型車が通るところにつきましては、できるだけ、こういった設計になるような形で強固な舗装修繕等を実施しております。

また、予算につきましては、そういう道路が悪いところが多い状況でございますので、限られた予算の中で、できる限り対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

先ほどの答弁にもありましたように、この基準に合っていない道路はたくさんあるということで、やはりこれからも破損していくところがたくさんあると思いますので、ぜひ、後で住民の方が困らないような、そういう舗装をしていただきたいと思います。

次に、37ページ、議案第8号ですけれども、八街市都市公園条例についてですが、この住民1人当たりの敷地面積についてなんです、八街市はほかの市町村と比べてどういう状況なのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

他市町村と比べてみますと、八街市の場合は人口1人当たりの面積が0.74平米でございます。近隣の市町村につきましては、富里市さんが2.8平米、成田市が9.98平米、佐倉市が8.39平米、四街道が7.3平米、栄町が8.9平米、酒々井町が8.86平米となっております。

○京増藤江君

かなり八街市は低い値ですけれども、今後どのように1人当たりの面積をほかの市町村に近付けていくのか、伺いたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

公園整備につきましては、莫大な費用がかかりますので、現時点ではすぐに面積を増やし

ていくことは難しいと考えております。今ある都市公園の維持管理等に、まず、努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

やはり税金をどこに使っていくかというところが、ここでも問われていると思うんですね。やはり市民の方々が安心して憩える場所、集える場所と、そこをどうやって確保していくかという点が、あまりにも弱かったと。そんなふうな結果だと思うんですね。今後も税金の使い方については、本当にどう使っていくかということでは、市民の皆さんの幸せのために使っていくという点を、ぜひ、この公園についても、私は市長の方にもしっかりと要求していただきたいなと思います。

それから、議案第13号、一般会計予算についてですが、7ページの第3表繰越明許費について伺います。

これは、私、この上砂の廃棄物撤去業務については、県の業務であるということで、市の持ち出しがないようにということで、3月議会の議案質疑でも伺いました。そのときに、1億円以内であれば、市の持ち出しはないということでしたけれども、この1億3千535万円というふうな見積もりですが、市の持ち出しについてはないのかどうか、お聞きします。

○経済環境部長（中村治幸君）

前回ご答弁申し上げた1億円以内であれば、持ち出しがないというようなことではなくて、この1億3千500万円強の事業費、これにつきましても試算をいたしまして、計画どおりであれば、市の一般財源からの持ち出しはないというような形で進めていきたいと。

なお、1億円といいますのは、この県の環境財団の条件にもありますが、事業費をできるだけ安くするよという条件も付されておりますし、市といたしましても、できるだけ安価な事業費で撤去の方をしたいということで、計画してまいりたいと思います。

○京増藤江君

市の持ち出しは、ない方向のようですけれども、ただ、私、今の答弁をお聞きしまして、この費用をなるべく圧縮するということは、大変重要で大事なことですけれども、一番の問題は、この撤去した後に有害物質はないようなことをおっしゃっていますけれども、住民の方々に支障がないような結果を作っていかなければならないという点では、費用圧縮、圧縮ということではどうなのかなということを、今感じたところです。ぜひ、市の負担は出してほしくありませんけれども、安全な結果が出るような、そういう処理をしていただきたいと思えます。

それで、燃やせるものは燃やしていくわけですが、焼却炉の修繕とか、そういうことには、本当に八街市がこれからお金を今までも出してきたけれども、また、今後もかかっていくということでは、焼却炉の破損を防いでいくということが必要なんですけれども、焼却炉に影響するような、そういう物質は焼却炉には入れないということでもよろしいでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

当然、安全等、それから今言われましたように焼却炉に入れるものにつきましては、当然、可燃物として燃やせるごみとして、燃えるものでございますので、そのほか、危険なといえますか、炉の温度を異常に高めるような物質等については、燃やす計画はございません。

○議長（中田眞司君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

会議中ですが、昼食のため、しばらく休憩します。

午後は、1時10分から再開します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、一般会計補正予算、28ページ、保育園費の賃金についてお伺いいたします。

これは、臨時職員の賃金が減となっておりますけれども、これはどのような状況で減になったのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

今回、減額をした理由でございますが、まず、平成24年度当初予算におきまして、どのように積算したかといいますと、臨時の保育士については、不足分として38名の保育士と看護師の1名を当初予算の方で計上してございます。それプラス、短時間保育士ということで、5時間程度の臨時保育士を4名分ということで、積算をしておりました。実際、平成24年度が始まりまして、この上半期におきまして、実際の採用が保育士については、38名中30人分、短時間保育士は4名確保できました。このことから上半期の雇用実績に基づきまして、今後3月までの積算をしたところ、約1千100万円ぐらいの減額ということで、今回お願いしたものでございます。

○丸山わき子君

現在、正規の職員、それから臨時の職員との人数、調理員さんも含め、保育士さん、どのような状況か、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

保育園におけます保育士の正規職員と非正規職員の割合でございますが、まず、平成24年度4月1日時点で申し上げさせていただきますと、保育士、これは園長と副園長の管理職クラスを除いた保育士ということで、ご理解いただければと思います。正規職員が64人、非正規、いわゆる臨時職員が30人、合計94人で臨時職員の率としては31.9パーセント。参考までに昨年度、平成23年度につきましては、正規の職員が61名、臨時職員が3

6名、合計97人で、臨時職員の比率は37.1パーセントというような状況になってございます。

それから、調理員につきましては、平成23年度、24年度とも正規職員が5人、臨時職員が10名の合計15名体制で調理を行っているところでございます。

○丸山わき子君

やはり現場では、正規の職員さんも、それから臨時の方も全く仕事の内容は同じなんですよね。臨時の方にも責任が同じようにかかってくるという点では、本当に小さな子どもたちを見ていただくのには、臨時の職員さんにとっては、大変加重ではなかろうかというふうに思うわけですね。臨時で保育所に勤めているご家族の方が、本当にこんなに働いて、正規の職員と変わらないじゃないかと。夜も家に仕事を持ち帰って徹夜で仕事をしていると。これで臨時でいいんだらうかという、家族の方からも疑問の声が上がるような状況があります。確かに人件費の問題を考えますと、こういうふうな臨時職員の対応ということにならうかと思うんですが、しかしながら、大切な人の命を預かる、そういう場ですので、私は計画的にやはり正規の職員化に向けた取り組みをしていくべきではないかなというふうに思います。ぜひ、そういう点での検討をいただきたいというふうに思います。

次に、30ページの衛生費です。これは、子ども医療費の助成事業なんですけど、中学3年生まで窓口無料化ということで、これは子育て中のご家庭からは、本当にお金の心配をすることなく病院に行けると。現金がないとなかなか病院に行けなかった。そういった声を聞く中で、本当にこの窓口の無料化ができてよかったなというふうに思っております。その一方で、国はこういった子どもの医療費の助成事業、現物給付方式に切り替えることによって、国保の療養費等の国庫負担を減額するペナルティーを科してきていると思うんですが、これは中学生まで実施することによって、どのくらいペナルティーが科せられるのか。また、総額どのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

お答え申し上げます。まず、今、議員さんがおっしゃったように、子ども医療費の助成事業がよりよい方向で進んでいる中で、一方では国保の国の負担分が減るということでございまして、これは国の交付金の減額の調整をするということが行われておりまして、この子ども医療費だけではなく、全体的に国保の一般の被保険者が本来一部負担金として3割なり2割、もしくは1割の方もいらっしゃいますが、病院でのご負担をいただく。これを全部もしくは一部を市が肩がわりすると。つまりは現物給付をすることによって、国の趣旨としまして、減額の趣旨としましては、その現物給付によって医療費への波及増が見込まれるというようなことが国としてはうたっております。そのために軽減措置を実施していない自治体については、国の配分上の公平を図るために減額をするというようなことで、非常に国保サイドとしては大きい問題でございます。ただし、この国の減額分については、あくまで現物給付ということでされております。県の方では、いまだに現物給付をしない償還払いというところが起きておりまして、その補填をされる中で、国が減額する分の一部分、これは県の基

準どおりの範囲であれば、県の調整交付金の中で補填増されるということに、現状としてはなっております。今後につきましても、県の方へは継続して、その補填についての要望をしたいというふうに考えているところでございますが、今回、八街市の場合、小学校4年生から中学3年生まで、これが通院分の現物給付されるということによって、その部分についてが国もしくは県の助成が受けられない、交付が受けられないということになりまして、ざっと試算でございますけれども、9月の小学4年生から中学3年生までの実質の医療費をもとに算出をしたところでございますが、概ね500万円程度が本来あるべき交付金から減額されるのではないかとこのように試算しております。

○丸山わき子君

今、参事の方からの説明をいただいたわけですが、結局このペナルティーというのは、医療費の増大、この抑制をするために、そのペナルティーを科すんだということなんですけれども、しかしながら、子どもたち、あるいは障がい者が安心して医療にかかれる。これが本来の政治ではなかろうかというふうに思います。ですから、窓口での負担が無料になるというのは、当然であると。本来なら国がやらなければならないことだというふうに思うわけですね。それを地方自治体が地域住民のために先行して実施している。この制度だと思っておりますが、私はやはり国のこうした医療抑制政策に対して、きちんと自治体として抗議、異議申し立てをしていくべきではないかなと、このように思うわけですが、その辺について市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回の子ども医療費助成事業につきましては、引き続き平成25年度も実施してまいりたいと、そう思っております。子どもたちをすこやかに育てる。あるいは働くお母さんの子育て支援等々を考えまして、減額措置等々のこともございますけれども、その点につきましては、市長会で発言してまいりますけれども、八街市はしっかりと子育て支援をするという方針でありますので、今後ともご理解をいただきたいと思っております。

○丸山わき子君

各ご家庭にとっては、子育て支援ということで、大変心強い制度であると。ぜひとも、これは今後とも続けていっていただきたいと。しかしながら、先ほどからも言っておりますが、国が医療費増大するためのペナルティーとして、国保の方の補助金を減らしてしまうんだと。こういう国のやり方に対しては、厳しく抗議をする。市長会でというようなことを言われましてけれども、やはりこれは多くの自治体が子どもたちの医療費助成の無料化に取り組んでいるわけですから、これは徹底した国に対する要求を突き付けていっていただきたいと、このように思います。

次に、33ページの焼却炉の維持修繕事業についてでございます。ここでは、工事費請負として1千663万2千円が計上されております。新年度当初も6千万円ほどが計上されていたというふうに思うわけですが、この炉の修繕、あるいはクリーンセンターの修繕というのは、大変な額になってきているかと思っております。クリーンセンターが稼働して9年と

ということなのですが、この間の維持修繕費はどのくらいになっているのか。

また、これからさらに16年間、クリーンセンターは維持されていくわけなんですけれども、今後は一体どのくらいかかるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今までの修繕の金額ということですが、ちなみに平成23年度は約1億700万円の修理費を実際に使っております。それから、平成22年度が9千400万円。それから、平成21年度が7千400万円ということで、あと平成16年度から20年度までで、1億8千万円ということで、この修繕につきましては、市の内部で協議いたしまして、できるだけ平準化しようということで、本年の例えば平成24年度の当初の計画では、修繕の計画は1億2千万円程度の修理費を計画しておりました。ただ、当初予算の中で6千万円ということで、現在5千900万円強の執行が済んでおりますので、今回、1号炉の修繕につきまして補正の方をお願いしたということでございます。

今後につきましては、やはりこれは年次計画の中で、1億数千万円ずつの年次計画が現在平成35年まで立てておるところでございます。

○丸山わき子君

これは、クリーンセンターができて耐用年数25年間ということで計算しますと、修繕費だけで約30億円超すわけだと思うんです。本当に膨大な税金が投入されていくというふうに思うわけですね。

もう1点お伺いしたいんですけども、今のクリーンセンター、年間の維持管理費、それから返済、修繕で1年間大体どのくらい投入されているのか。その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

維持費込みということでございますので、今手元に数字がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○丸山わき子君

私の方の積算なんですけれども、これから15年間、16年間、クリーンセンターを今のまま動かしていきますと、100億円を超すと。先ほど言った約30億円の修繕費も含め、100億円を超す税金が投入されていくと。今、八街市はお金がないないという、その一方では、こうした大き過ぎるクリーンセンターへの税金投入を余儀なくされているわけで、このクリーンセンターへの税金投入をどれだけ少なくするかというの也被問われているのではないかなと。今まで借金してしまった分は返さなければいけないんですけど、それ以外の部分で、どうやってクリーンセンターへの税金の投入を少なくしていくのか。これは、私は今60トンの焼却炉2基を稼働させているわけなんですけれども、徹底したごみの減量化によって、この1基は運転休止させてしまうと。それで、炉に対して負担を極力少なくする。そういった見直しは、今必要ではないかなというふうに思うわけですね。そういう点で、ただ単に毎年1億円前後の修理費を投入していく。それだけではまずいんじゃないかと。また、運転に

関しても、修理に関しても、そういう意味ではきちんと見直しをして、今後、15、16年のクリーンセンターを使っていくべきではないかなというふうに思います。ぜひ、そういう点で徹底したごみの減量化、これを検討していただきたいなというふうに思うわけでありませう。

次に、7款の37ページの住宅リフォームについてであります。今議会では、100万円が計上されました。住宅リフォーム助成制度というのは、本当に地域経済を活性化させていく上では、大きな力になっている。これは全国の例、それからこの間、八街市が6月以降実施して、その地域経済活性化への取り組みが始まっているわけなんですけれども、3年間、今後この助成制度を実施していくというような方針があるようなんですけれども、この3年間でこの住宅リフォーム助成事業による地域経済活性化をどんなふうにつなげようとしているのか。また、その計画をお伺いしたいというふうに思います。

○建設部長（糸久博之君）

今現在の予定では、平成26年度まで実施していきたいと考えております。その効果ということなんですけれども、この効果につきましては、一概にこれだけの成果があったということは難しいと思うんですけれども、今年度につきましては、35件で総事業費にして約5千400万円ほど市内業者に発注しておりますので、来年、再来年もこういった形で、市内業者に発注するということであれば、活性化につながるものと考えております。

○丸山わき子君

私、やはりもっとこれは地域経済活性化につながるということは明らかなので、微々たる100万円というような、そういう小出しではなくて、もっと拡充させた内容でやっていくべきではないかなと。結局は住民の皆さんも、もうないんじゃないか、利用できないんじゃないかというようなことで、申請を控えてしまう方が結構いるということで、私の方にも問い合わせが何件もありました。そんな市民の皆さんが遠慮するような制度であってはならないと。私は、この住宅リフォーム助成制度が、この八街で本当に地域経済活性化の大きな力となっていく。そのようにしていくためには、もっと予算を付ける。それから拡充をするということが求められているのではないかなというふうに思うわけですが、そういった点ではどうなんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今年度30基分、予算を付けたんですが、今現在で、ほぼそれが終了しております。もっと補助金をということでございますけれども、今現在12月10日までですけれども、3件の問い合わせがきております。今回10基相当額で100万円をお願いしたんでございますが、今年度につきましては、足りるかなと考えております。

また、来年度以降につきましても、当初で30基程度要望しまして、その状況にあった中で検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私はもっとこれは、住宅リフォーム助成制度というこの制度を大いに活用させた地域経済

+

活性化への取り組み、積極的な取り組みが必要ではなかろうかというふうに思います。ぜひ、新年度では30基といわず、もっと多くの予算確保への取り組み、それから内容の充実をぜひともやっていただきたい、このように思います。

次に、37ページ、榎戸駅整備事業についてお伺いいたします。この議会の中でもJRとの協定が結ばれたというような話があったわけですが、どのような内容だったのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

JRとの基本協定につきましては、榎戸駅の東西、自由通路整備、西口のロータリー整備及びこれら整備に伴います支障となる鉄道施設の移転等についての協定でございます。その主な内容につきましては、事業の範囲といたしまして、駅舎、上り下りのホーム、上屋、自由通路、西口のロータリー及び整備に伴い撤去します鉄道施設でございます。施工区分といたしましては、駅舎、ホーム、自由通路の一部はJRが施工しまして、西口のロータリー、残る東側の自由通路部分は市が施工するとなっております。費用負担につきましては、自由通路、西口ロータリーは全額市が負担し、整備に伴い支障となる鉄道施設の機能回復は市が行いまして、その費用は仮に平屋の駅舎建替相当額から残存価格を差し引いた額と改札内のエレベーターの設置費用の3分の1及び既存跨線橋撤去費はJRが負担しまして、残りは市が負担するとなっております。

なお、下りホームの上屋につきましては、全額JRが負担することになっております。

○丸山わき子君

八街駅と同じように、市がかなりの負担をしなければならないということで、なかなか厳しい状況があらうかと思えます。しかしながら、利用する市民の皆さんからは、1日も早い完成が待たれているところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、いま一つお伺いしたいのは、上屋の計画であります。上屋を設置するということなんですが、入ってくる列車に見合った上屋になるのかどうか。その辺については、どんなふうにお考えなのでしょう。

○建設部長（糸久博之君）

現在の上屋につきましては、上りに約40メートルほどの上屋がございます。同程度の機能は確保する予定でございます。下りにつきましては、昨年度策定されました基本計画の中で、上りと同程度の上屋の計画がされております。今後、基本計画をもとに基本設計の中で検討されていく予定でございます。

○丸山わき子君

5両編成の電車が入ってきたら、100メートルぐらいあるんでしょうか。40メートルの上屋では到底足りなくなるわけですね。やはり雨の日、狭いホームで本当に外まであふれ出るような状況がありまして、確かに上屋ができれば、若干改良されるかもしれませんが、しかしながら、上屋が一部しかないというのは、大変これは問題であります。ぜひ、これは今後の事業を進める中で、上屋延長も検討していただきたい。このことを強く申し上げる次

第であります。

次に、8ページの債務負担行為で1点お伺いしたいと思います。これは、追加で焼却施設運転管理業務というのがあるわけですが、この焼却施設運円管理業務につきまして、5億3千256万円が計上されております。これは、積算基準はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、お答えする前に、先ほどの修繕の関係で、これからの年間の維持費を含めた額ということでございます。これには、現在出ております運転管理、それから修繕、それから焼却灰の処理等も含めると、年間に約3億5千万円程度が今後かかっていくという計画でございます。

それから、この運転管理の基準でございますが、これにつきましては、ほとんどが人件費ということでございまして、これは県の基準に従いまして、今回設計した額が5億3千万円。この中には、現在問題になっております焼却灰の処理が従来と変わりが、現在、福島原発の事故の関係で、フレコンに入れて処理をしておるんですが、この関係の人件費も含まれております。現在、キレート処理の施設を作っておりますので、これができますれば、現在1月いっぱいぐらいでできる予定でございますので、これができますと、この焼却灰に関する人件費は除きますので、これを除きますと約4億8千500万円ぐらいの設計額になるということでございます。

○丸山わき子君

今の説明は4億8千万円くらいになるであろうというふうに言われているわけですが、それにしても、1人当たり1年間約700万円くらいになるんじゃないかなというふうに思うんですね。700万円弱。そうしますと、市民感情からいきまして、700万円というのは、あまりにも高過ぎるんじゃないかな。この中には、受付の方であるとか、そういう方も入って25名の方がいるということなんですが、どう見ても700万円では高いんじゃないかなというふうに思いますので、そういった意味では、積算基準のあり方が大変甘いのではないかなというふうにも思うわけです。本当に今お金がないんだと、本当に苦労しているわけですから、そういった点でも、この積算基準を明らかにさせ、市民感情からいっても納得のいく、そういった内容にしていただきたいと思います。このように思うわけでありませう。

次に、10ページ、ここで地方債補正の追加、ごみ処理施設の整備事業というふうにあるわけですが、これについて具体的な説明をいただきたいというふうに思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、先ほども申し上げました焼却飛灰の中間処理、薬剤をまぜるわけですが、この施設を現在クリーンセンターの方に工事を進めておるところでございます。これの事業費の9割が今回該当するということで、補正でお願いしたものでございます。

○丸山わき子君

説明がよくわからなかったんですが、これは国の方の補助対象にはなっているのでしょうか

か。その辺はどうでしょう。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回のものについては、国の補助対象にはなっておりません。ただ、私どもの方でも、この施設の工事費につきましては、東電の方に賠償の請求はさせていただきます。

○丸山わき子君

ぜひ、東電への要求はしていただきたい、このように思います。

次の2の変更のところで、保育園施設整備事業について、若干お伺いしたいと思います。

待機児童が多いということで、補助の変更があったんだという報告でございましたが、今回、かいたくの未満児の受け入れの人数というのは、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

ゼロ歳児については、定員は一応6名ということで、ほかの1歳から5歳までは、おのおの12名で合計で66名ということになっております。

○丸山わき子君

今、八街市の子どもたち、待機児童は100名ということで、このかいたくができて、実際にはゼロ歳児が6名だと。3歳未満児が圧倒的に待機児童数が多いわけなんですけれども、今後は一体どうするのですかというのがありますが、その辺については、見通しはどんなふうになっているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

この待機児童解消については、基本的には考えは認可の保育園の定員を増やせば、ある程度は解消にはなるということが、机上の計算では行くと思います。ただ、全国を見ても、横浜をはじめ、定員を増やしても潜在需要が、この前も述べたとおり、全国で80万人とか、85万人という数が潜在需要と言われておりますので、認可保育園を作っても、作っても、新たに保育を希望する方が増えるということで、ある意味、言葉は悪いかもしれませんが、いたちごっこみたいな感じに今はなっているということなんですけれども、現実的に私ども市町村の保育の責務を負っておりますので、現実的には今回認可保育所が1カ所できるわけでございますが、これ以上の認可保育所を作り続けるということは、今の厳しい財政事情からいっても、直ちには認可保育所が増やせない状況ではないかなというのは、担当部署と考えております。

それでは、結局、解消策になりませんので、認可外の保育所の問題、例えば助成をすることか、いわゆる今回、小規模保育、家庭的保育等のことが出ましたので、それも給付の対象になるということになりましたので、その辺も含めて、あと幼稚園の空きがあるという状況も続いているみたいですので、幼稚園の活用を含めて総合的に解消策を練っていくんじゃないかということで、とりあえず、平成25年度からニーズ調査をして、平成26年度頭に事業計画を立てていきたいと、そのようなスケジュールで今のところは考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

あと、国保の特別会計、議案第14号です。今回、6億592万9千円の補正のうち、4億8千836万8千円が保険給付費に関わるものであるということで、1つ私は大変気になるところなんですけれども、2010年に国保法が改正されまして、広域化等の支援方針というのが出されて、収納率の低いところであるとか、それから給付費が膨らむ自治体に対してはペナルティーを科すよと。それは国ではなくて、今度は県知事がペナルティーを科す、そういう権限を持つことができるよということになったわけなんですけれども、今、千葉県の動向というのは、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。それから、八街市は一体どのようになるのか、お伺いいたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

今、議員さんのおっしゃった、医療費が増大していくという中で、県のそのようなお話が出ていましたが、現状といたしまして、私ども広域化の会議等にも参加しておるわけですが、現状の中で千葉県として、そういうペナルティー的なものについての意思表示というのはされておられません。それで、八街市としましても、今回このような補正をお願いしている中で、今後も年齢層を見ますと、非常に60歳から74歳までのこの15年間という年齢層が、八街市の被保険者のほとんどで64.1パーセントを占めております。これが今後も続いていくものと、私どもも認識しております。これにつきましては、当然のごとく医療費も並行しまして、割合が多くなっているという中で、今後ますます、この医療費の歳出につきましては、非常に厳しい状況が続くのであろうというふうに理解しております。

○丸山わき子君

今のところ、県の方の県知事の方からは、ペナルティーを科すという方針はないというようにことなんですけど、国の方はかなり厳しい対応を迫っているようでして、決して千葉県では、そういうことはあってはならないということを引き続き要求していただきたい、そのように思います。

それから、医療費増大の件につきましては、やはり予防医療、ここにどれだけ重点を置くかということが問われているのではないかなというふうに思うわけですね。その辺については、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

医療費の抑制・削減、これは私どもとしましては、健全財政を行っていく上で、非常に必要不可欠であるというふうに理解しておりまして、これは当然のごとく国保サイドといたしましては、保健事業、今年度からも人間ドックもやっておりますし、特定健診の受診率をとにかく上げていくという、まず自分で健康を維持していただくということが必要であるということは認識しております。しかしながら、あと現状としまして、他の保険者に関わっておるこの方々が60歳を過ぎて国保に加入してくるという中では、それぞれの保険者の持っている医療健診等の充実も当然のごとく必要であると。また、八街市におきましても健康管理課の方で、がん検診等も行われております。こういうものの充実というものもあわせて必要

ではないかというふうには理解しております。

○議長（中田眞司君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、服部雅恵議員の質疑を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第13号、7ページの平成24年度八街市一般会計補正予算についてということで、公害対策諸費について若干質問させていただきます。

まず、この場所なんですけど、どのぐらいの広さがあり、また、地目は農地なのか、宅地なのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、この場所でございますが、116号線、通称四木線と申しておりますが、これから上砂方面に入りまして、四木と上砂境になります。地番でいいますと上砂706-2番地ほか4筆ございます。面積は約5千平方メートルでございます。このうち、一部は宅地になっておりまして、大半が地目が畑というところでございます。

○服部雅恵君

所有権の方なんですけど、地主から市の方へ移管ということでよろしいのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、年内にとにかく無償で、移管というか、形上は寄附という形になりますが、やはり地権者の責任というようなこともございますので、やはり市で撤去ということになりますと、その撤去費用をお支払いいただく。あるいはお支払いできない場合には、土地でいただくという形をとりたいと思っております。年内には、この土地の引き渡しの書類を作っていくたいというふうには考えております。

なお、この跡地ですけれども、これにつきましては、やはり十数年、地域の方々には産業廃棄物の不法投棄ということで、非常に迷惑を被っておったわけですから、この地元説明会のときに、この土地の活用方法をご検討いただいて、当面ないということであれば、私どもの方としても、時期が間に合えば、今回決まりました市の花、ひまわりでも、まずは1年目は植えてみたいというふうには考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。公害対策の理想的なモデルケースになるような取り組みをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、服部雅恵議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び請願第24-2号、請願第24-3号を配付してあります議案付託表のとおり、それ

ぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第3、休会の件を議題とします。

明日、12日から20日までの9日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

12月12日から20日までの9日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時54分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第5号、発議案第6号、発議案第7号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第3号から議案第11号

議案第13号から議案第18号

請願第24-2号、請願第24-3号

質疑、委員会付託

3. 休会の件

.....

発議案第5号 八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議案第6号 八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第7号 八街バイパスの早期完成と住野十字路交差点の整備に関する意見書の提出について

議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

議案第6号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第7号 八街市指導に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について

議案第8号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市都市公園における移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第10号 八街下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 市道路線の認定について

議案第13号 平成24年度八街市一般会計補正予算について

議案第14号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第15号 平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第16号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第17号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第18号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について

請願第24-2号 学校図書館の充実を求める請願

請願第24-3号 消費税の増税中止を政府に求める請願